

村上市及び胎内市沖 協議会構成員説明会議事録

【エネ庁】

みなさま、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから新潟県村上市及び胎内市沖における協議会構成員による説明会を開催いたします。本日は御多忙のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。本日、司会をさせていただきます、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室の寺澤と申します。よろしくお願ひいたします。この説明会は、新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見とりまとめの内容の背景にある協議会構成員の思いを的確に把握する機会を設けるため開催するものでございます。流れとしては現在表示している次第のとおり、開会、説明事項、質疑応答と進み、15時半ごろの終了を見込んでいます。

さて、開会にあたり、本日参加しております協議会構成員の代表の方々を御紹介させていただきます。

資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室室長 石井でございます。

国土交通省港湾局海洋環境課課長補佐 伊庭様。

国土交通省港湾局海洋環境課海洋利用調査センター課長補佐 山本様。

農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官 森田様、本日はオンライン参加となります。

新潟県産業労働部創業イノベーション推進課課長 川島様。

村上市市長 高橋様、本日はオンライン参加となります。

胎内市市長 井畠様。

新潟漁業協同組合代表理事組合長 土屋様。

一般社団法人新潟県さけます増殖協会会长理事 皆川様、本日は県議会のため途中退席となります。

日本内航海運組合総合会調査企画部担当部長 逸見様、本日はオンライン参加となります。

一般財團法人日本エネルギー経済研究所 工藤様、本日はオンライン参加となります。

長岡技術科学大学環境社会基盤工学専攻准教授 犬飼様、以上となります。

公募に向けた説明会という趣旨を踏まえ、参加者の皆様には留意点がございます。1に、説明会においては、常にカメラをオフの状態としてください。2に、事業者の皆様におかれましては、質疑の際、御所属や氏名が特定されるような発言は御遠慮くださるようお願いいたします。

それでは「説明事項」に入らせていただきます。説明事項としまして、協議会意見とりまとめについて新潟県から説明いただき、本協議会構成員である村上市、胎内市、新潟漁業協同組合、一般社団法人新潟県さけます増殖協会から地域振興策、漁業振興策に関して地元から期待することや、その取組事例をお話しいただきます。なお、事業者の選定にお

いては協議会意見とりまとめを踏まえて評価を行うことになるところ、本日協議会構成員の方々からお話しいただく地元が期待する取組例については、例示されている事項が公募占用計画に記載されていないからといって直ちに失格になる等、評価区分が決定する訳ではなく、公募占用計画の提案内容の全体によって評価が行われることになります。これは県知事意見についても同様にお考えください。では、まず初めに新潟県様、説明をお願いいたします。

【新潟県】

はい、御紹介にあずかりました新潟県産業労働部創業イノベーション推進課の川島です。それでは、新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見とりまとめについて御説明いたします。時間の都合上かいつまんだ説明になることを御容赦いただければと思います。

まず、はじめに、協議会意見とりまとめを踏まえて促進区域に指定された区域についてでございます。資料を投影しておりますが、令和4年10月11日に公表した資料でございます。こちらに記載のとおりになりますが、海岸から3海里以内の図のとおりとなってございます。また、先行利用者の関係によりまして、発電設備等の制約が生じる場合がございます。具体的には岩船港の船舶通行海域の確保のため北東側に、また、北蒲原岩船沖油ガス田プラットフォームに係る撤去作業範囲やヘリコプター通行海域の関係で、南西側のエリアに制限されたエリアが設けられております。また、地元で行われている漁業への影響から、海岸から2kmより陸側にも制限エリアが設けられてございます。資料の方に戻りますけれども、協議会意見とりまとめの内容についての御説明でございます。主に3の留意事項と、その後について御説明いたします。

まず（1）の全体理念につきましては、ご記載の内容を改めて御確認ください。

（2）の漁業影響調査についてでございます。地元漁協との共存のための留意事項の1つとして、法定協議会実務者会議において検討した漁業影響評価の考え方の内容を十分に考慮し、関係者との意見交換を経て調査に取り組んでいただき、漁業操業への影響を及ぼすことが客観的に認められた場合には必要な措置を取るようお願いいたします。

次に（3）から（5）についてまとめて簡単に御紹介いたします。主に先行利用者についてでございます。協議会意見とりまとめを受け、留意点として設置、建設、実施それに当たっての留意事項として、関係漁業者・先行利用者等の地元関係者に対し、丁寧な説明協議について御留意願います。

続きまして（6）になります。環境への配慮についてでございますけれども、環境影響評価につきましては、地域では本事業にあたり、騒音、超低周波音、風車の影、バードストライク、海洋生物系、景観への影響に懸念を持つ声があることから、説明や対策等適切な対応をお願いいたします。

次に（7）その他的一部でございますが、周辺地域への配慮でございます。事業実施に当たっては、協議会構成員のみならず、促進区域の周辺地域との関わりも生じるものと考

えております。そういった地域の関係者からの問い合わせ等に対しても丁寧な対応を行う
ようにお願いいたします。

最後にこの資料の2ページ目及び5ページ目の後ろ以降になりますけれども、地域との
共生策についてでございます。地域や漁業との共存共栄のため、とりまとめのとおり、発
電設備出力kWに単価250円をかけ、公募占用計画の最大認定期間である30年をかけた数
式により算定された額を目安とした基金の出捐をお願いしております。また、調整のため
の振興策として地元が期待している将来像につきましては、5ページの4になりますが、
ここで記載したとおりでございます。この後、村上市、胎内市、新潟漁業協同組合、新潟
県さけます増殖協会にそれぞれ補足説明をお願いしております。なお、先ほど資源エネルギー
庁から説明がありましたとおり、事業者の選定においては、この協議会意見とりまとめを踏
まえて評価を行います。これは県知事意見についても同様でございますため、この後協議会構
成員からお話しいただく地元から期待する取組例につきましては、例示されて
いる事項が公募占用計画に記載されていないからといって、直ちに失格になる等、評価区分
が決定するわけではなく、公募占用計画の提案内容の全体によって評価が行われることに
なります。とりまとめの概要については以上となります。

【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして村上市様よろしくお願ひいたします。

【村上市】

市長の高橋です。ただいま新潟県から御報告をいただきました協議会意見の取りまとめ、
これを踏まえまして昨年9月30日の公表を経て、御手元に配布の村上市が期待すること、
地域貢献策という形でとりまとめをさせていただいたところでありますので、ご覧いただきたい
と思います。概略は私の方から御説明申し上げますが、6つ掲げさせていただいて
おるわけでありますけれども、このうちの⑥地域との共存共栄、これが一番重要な視点だ
なというふうに思っています。今般事業が確定するとですね、事業者が確定すると3分の
1世紀にわたってこの地域において発電事業に取り組んでいただくわけでありますので、
これは地元とのしっかりとし信頼関係に基づく事業経営、事業運営、これが望まれるもの、
これが大前提になるというふうに思っております。その上で、現在村上市におきましては、令和3年6月にゼロカーボンシティ、これを宣言させていただきまして、2050年の
カーボンニュートラルに向けて、クリーンエネルギーの利活用について積極的に取り組もう
というスタンスであります。こうした意味において、洋上風力発電の事業スタート、
これは大いに期待をするところであります、その上でまず1点目が新産業の育成というこ
とであります。

これはいざれにしましても、そこに①で記載したとおり、様々な取り組みがこれからス
タートするわけになりますので、これに基づいた地元からの雇用を含めたもの、こういう

ものを実現していきたいというふうな考え方であります。

2点目が地元産業の活性化、当然、洋上風力発電事業、これが主体になるわけでありま
すけれども、これらを取り巻く環境、サプライチェーンとしてですね、様々な産業分野に
波及するだろうということだというふうに理解をしております。そのため、現在村上市に
おきまして、商工会議所、これを中心にしてですね、村上市・胎内市洋上風力発電事業村
上市事業者連携連絡会、これを設置させていただいて、多種多様な各産業からの参画をい
ただいております。既に66社を超える方々から反応をいただいているような格好であります
ので、こここのところはこれから絞り込みなのだろうというふうには思いますけれども、
サプライチェーンを構築できるような仕組み、これに取り組んでいただきたいということ
であります。

3点目が港湾地域の活性化、いずれにしてもですね、今回の促進区域からアプローチで
きる2kmの距離に岩船港があるわけでありますので、ここを存分に活用をしていくとい
う形、またそこに地元企業、漁業者及び漁船があるわけでありますので、これらとの連携策
についても検討いただきたいという考え方であります。

4点目が観光の振興、これ色々な御意見があるところなでのあります、本市におきま
しては、各関係機関、観光協会含めてですね、今回新たに創出をされる洋上風力発電、こ
れが非常に映えるスポットになるだろうというふうな位置付けであります。そうした意味
で、関係人口、交流人口の拡大に努めていきたいという考え方で採用させていただいてお
ります。

5点目が観光、環境、教育の推進ということでありますが、いずれにしましても、これ
からこういったクリーンエネルギーを中心にして、エネルギーの政策がどんどん進化して
いく中においてですね、やはり次世代を担う、そういった世代にもしっかりとし
た、こういったものを理解していただくような、そういうアクセスができるようなシス
テム、これを構築していく。これを地元にお造りいただきながらですね、そんな形で提案を
していただきたいというふうな考え方であります。

冒頭申し上げました6点目の地域との共存共栄、これももちろんなでのあります、ご
承知のとおり、当地域は非常に自然豊かで、さらには山から川、川から海面という形で豊
かな自然があります。この中に洋上風力発電事業ですね、新たなエネルギー産業として投
入していく、こうしたところを、これから次世代を担う世代も含めてでありますけれども、
様々な意味でそれを地域における誇りとして繋げられるような、そういうお取り組みをお
願いしたいというふうな形でまとめさせていただいたところであります。いずれにしま
しても選定される事業者とともにですね、地域が一丸となって信頼関係の上に進める事業だ
ということでありますので、そのところ何卒宜しくお願いしたいというふうに思ってお
ります。村上市からは以上であります。

【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして胎内市様よろしくお願ひいたします。

【胎内市】

はい、胎内市長の井畠でございます。よろしくお願ひします。洋上風力に対する胎内市の考え方ということでお時間を頂戴し、お話を申し上げたいと思います。胎内市はこれまで世界的に喫緊の課題となっている環境問題の中でも、とりわけ深刻さを増している地球温暖化の抑止に向けて洋上風力発電事業の誘致促進に積極的に取り組んでまいりました。その取り組みは、私たちの地域で暮らす人々や生まれ育った人々が環境というテーマを大切に考え、地域ぐるみで環境保全活動を積極的に進めていく契機となり、ひいてはシビックプライドの醸成に繋がっていくと考えるところでございます。そして当市では協議会意見とりまとめ6ページの8行目以降にも記載されておりますように、洋上風力発電事業が現実のものとなった暁には、洋上風力発電事業者と連携して、その波及や将来を見据えた持続可能なまちづくりに資するものとして、地域振興策が様々に展開されていくことに、大きな期待を寄せています。本日時点におけるその具体について資料の記載のとおりとりまとめておりますが、これから個別に若干説明をさせていただきます。胎内市が期待する地域振興策の具体ということになりますけれども、資料の表の右側にも示しているように、優先度が高いものを上から順に並べておりますと、当市においては特に産業振興に大きな期待を寄せているところでございます。

優先度の一として今申し上げた産業振興については、市内に本社機能を有する事業所を構えて、しっかりと事業推進を図っていただくことが地元のサプライチェーン構築の為にも極めて重要であると考えており、それを起点として関連産業の振興が図られること、そして新たに雇用が創出されることを最も重視しております。

続きまして優先度の二ということになりますが、関連施設ということで掲げさせていただきました。洋上風力の風車や変電所などの主要施設の他に、ビジターセンター等の様々な関連施設が市内に設置されることを期待しております、ビジターセンターにつきましては、当市を訪れる方に最初に立ち寄っていただいて、洋上風力発電について学んでいただけるような施設をイメージしており、新設であるか既存の施設での活用であるか、それらは別として多くの集客を見込めるものであることが望ましいと考えております。

三番目に環境教育ということになりますが、洋上風力発電の立地によって、先ほども触れました、この地で暮らす人々や生まれ育った人々が環境というテーマについて主体的に学び、大切に考える契機になることを期待しております。そしてこれも重複いたしますけれども、そのことを通じてシビックプライドが育まれ、自主自立の地域づくりが現実のものになっていくところでございます。

優先度四は観光振興ということになります。当市には中心部を流れる胎内川の上流から下流部まで観光施設が点在しております。この既存の観光施設と洋上の風車を絡めた見学

ツアーやイベントによって、市外から多くの観光客を呼び込むことができたらと願うところでございます。胎内川が降り注ぐ日本海に沈む夕日が一望できるスポットがあり、それらを魅力的な観光資源にしていくと、期待するところでございます。

最後に以上繰々申し上げたところでございますが、それぞれの側から何らかの要望があることは自然なことであり、当市としては、安全で安心なエネルギー供給業務の推進を礎に地域との共生や活性化と共に考えていただくことを事業者の方々が呼応していただけるような関係性が理想的であろうと考えるところでございます。地域が事業者のためにできることを行い、事業者の皆様方からも地域のためにできることを行っていただくという、お互い様というような考え方を大切にして行きたいと思っております。そして事業者がサステナブルな地域社会、そして企業の側からのCSRの理念を持って、それらを共有して連携していくことが極めて大切なではないかと考える次第でございます。以上です。

【エネ庁】

ありがとうございました。村上市様と胎内市様の説明で使用した資料につきましては、本日もしくは遅くとも明日中にエネ庁および国交省のホームページに掲載する予定でございます。続きまして新潟漁業協同組合様よろしくお願ひいたします。

【新潟漁業協同組合】

はい、協同組合の土屋です。よろしくお願ひします。まず洋上風力発電ですが、新潟漁協としましては洋上風力発電の必要性について理解しており、当海域での建設運用についてはできるだけ範囲で協力したいというのが我々の基本的な考え方であります。そのような中で洋上風力との関係について、北蒲原、岩船港地元の支所および新潟漁協、それから、全ての漁業関係者も同じだと思いますけれども、先代から引き継いだ生産生活の基盤であります海、そして水産資源を保護しながら有効に活用し、次世代に引き継ぐこと、それが我々の事業活動の前提となってございます。そしてその活動を通して漁業経営安定と漁業振興を図っているところであります。また、漁協は漁業権を管理しております。また、組合員資格にも住居要件等が定められており、地域に密着した中で漁業活動、生産活動を行っており、自らのためにも地域振興活性化に貢献することは我々関係者の大きな責任でもあります。このような認識の下で、これまでも担い手の確保、育成、それから水産物の付加価値向上、資源の利用活用促進などを通じて漁業振興を図るとともに、魚祭りなどのイベントの開催などで、地域の人に新鮮な水産物を食べてもらうというような取り組みをして、地域振興にも取り組んでまいりました。この度の洋上風力発電はこれまでの取り組みを充実させるとともに、新たな取り組み、そういうものも検討して参りたいというふうに考えております。そのような中で、それぞれの独自の漁業振興や地域貢献はもとより、両支所の間の連携、それから新潟漁業協同組合でありますけど、新潟漁協全体で取り組むこと、それから場合によっては他の漁協等とも巻き込んで行うことで、地元の漁業振興や地

域貢献に大きな効果をもたらすものもあるというふうに考えております。当組合としましては以上の考え方のもとで、ともに事業活動を通して地域にも貢献して行きたいということを踏まえまして、洋上風力発電を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから漁業影響関係について少し述べさせていただきたいと思います。洋上風力発電におきまして、何だかの漁業への影響はあるものと考えております。それにつきましてはですね、水産資源にプラスの場合もあるあるだと思いますしマイナスの場合もあるかもしれません。漁業影響調査につきましては、協議会意見とりまとめにあるとおりというふうに認識しておりますが、設置海域を最も熟知しているのが地元の漁業者であるというふうに思っております。我々地元の漁業者と十分協議の上、設計、実施することを要望したいと思います。海は常に変動しております。海域ごとに当然違いますけれども、季節によっても異なる動きをしていることが調査結果の評価においても、こういうことを十分に考慮して評価する必要があるというふうに思っております。まず、そのためにも、長期のモニタリングが有効ではないかというふうに思っています。それから最後に、新潟県の方からもありましたけど、もし漁業に支障を及ぼすような状況になった場合はですね、真摯な対応をお願いしたいと言うことを最後にお願いしまして、私の発言といたします。どうぞよろしくお願ひします。

【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして新潟県さけます増殖協会様よろしくお願ひいたします。

【一般社団法人新潟県さけます増殖協会】

一般社団法人新潟県さけます増殖協会の皆川です。増殖協会としての意見を述べさせていただきます。事業の対象となる地域は、河川でのさけ採捕および増殖事業が盛んであり、さけ文化が形成をされています。地域の状況経緯も踏まえながら洋上風力発電事業を進めにあたりましては、関係者の意見を尊重していただきますようお願いいたします。

1つ目として、発電事業による鮭への影響調査の実施、発電設備の設置や運転によりさけの生態への影響について強い关心、また不安を持っております。そのため、発電設備の前後にわたり継続的に新潟県村上市及び胎内市において実施する漁業影響調査の考え方を十分に考慮した上で調査を実施し、さけの生態への悪影響が見込まれる場合は、改善に向けた対策を講じていただきたいと思っています。

2つ目として持続的なさけます増殖事業の実現に向けた取り組みの実施を挙げます。さけ・ます（さくらます）の増殖および放流事業が将来にわたって継続できるよう、協調・共生策を関係者と共に検討し、実行できるように取り組みをお願いいたします。

3つ目として、さけ文化の振興に向けた取り組みの実施、さけ文化の振興を図るため、

協調・共生策を関係者に検討し、実行できるような取り組みをお願いしたいと思います。以上、増殖協会からでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【エネ庁】

ありがとうございました。他にこの場で御発言・御説明をしたいという構成員の方がいらっしゃいましたら、挙手をしてくださるようお願いいたします。はい、国土交通省様お願いします。

【国土交通省】

国土交通省でございます。公募占用指針に掲載した図面について 1 点だけ補足させていただきたいと思います。83 ページをご覧いただければと思います。83 ページの図面に青い線で等深線が記載されておりますが、先ほど新潟県さんからの御説明があった通りですね、海岸線から 2 キロでこちら限界線となりますので、この 83 ページの青線ではなくてですね、1 つ前のページの 82 ページ、こちらの青線を参考にしていただければと思います。誤解がないように、念のため補足させていただきました。以上でございます。

【エネ庁】

はい、ありがとうございます。他にいらっしゃいますでしょうか？

特段無いようですので、国から 1 点補足させていただきます。1 月 30 日までに実施しておりました公募占用指針に関する質問受付プロセスの中で、第 5 章（1）2）に規定される地元関係者への接触禁止の解釈に関して、「接触禁止は岩船港利用促進協議会自体に加え、その構成員である地元企業にも及ぶと考えるべきでしょうか」との質問がございました。この質問については次のように回答を整理します。

協議会構成員団体の構成員への接触について、原則としては禁止しておりますが、地元企業の活用等のサプライチェーン形成の検討のためであれば、事業計画策定に不可欠なものと判断できます。このため、例えば他の公募参加者の情報を聞き出す、また他の公募参加者には協力しないように強要することはもちろんのこと、他の行為も含めた公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害する態様でなければ、関心表明書や MOU 取得等を目的とした接触自体は問題ございません。なお、岩船港利用促進協議会については、構成員が特定の公募参加者に対して関心表明書や MOU の提供主体となりえることから、「公平性の観点から意見照会に不適当な者」として、県知事の意見照会対象から外す方向で進めていきます。

以上となりますので、事業者の皆様におかれでは御認識おきください。

では次に「質疑応答」とさせていただきますが、はじめに留意点について御説明いたします。1、質問を希望される方は Teams の手挙げ機能により合図をお願いいたします。2 に、合図をしていただいた方、お時間が許す限り順番に指名いたします。3、指名された

方はミュートを解除し、御発言ください。4、この際、会社名や氏名等は名乗られることのないようお願いいたします。もし名乗られた場合、その場で発言を停止させていただく可能性がございます。いただいた質問については極力この場で回答したいと考えますが、国や県様との協議が必要で、この場での回答を保留させていただく質問もございます。これらの質問への回答は、本説明会の議事要旨もしくは公募占用指針に対する質問回答にて、後日、エネ庁および国交省のホームページに掲載いたします。以上になりますが、本日は協議会構成員による説明会であることも十分配慮の上、実りある場としたいと思います。それでは質問のある方は合図をお願いいたします。

【事業者①】

岩船沖の油ガス田プラットフォームに関する質問です。このプラットフォームから無線とか電波とか、そういった通信手段経路について、協議会意見をとりまとめての開示というものがなくて、情報がないという状況かと認識しております。公募期間中は当然、油ガス田のプラットフォームの運営者、こちら、協議会構成員なのでこちらへの接触が禁止されておりますと。こういう状況下ではなかなかその影響と対策について、検討ができないことなんですねけれども、これらの影響とか対策については応札段階では検討ができないので、事業者選定後に協議会構成員と具体的な協議をすると言う理解でよろしいでしょうか？

【エネ庁】

どうもありがとうございます。資源エネルギー庁ですけれども、具体的に岩船の油ガス田プラットフォームの方とどういった調整、情報の共有を希望されているのか、もし可能であれば教えていただけますでしょうか？

【事業者①】

電波ですね、使用有無および使用コードと、設置及び建設に関して影響の有無を検討することも必要かなとも考えたんですけれども、それらの情報が現時点ではないので、今映していただいているヘリコプターといろいろ書いていただいている分があるんですけども、スペシフィックに無線電波というのではないですから、もしあればと思います。

【エネ庁】

どうもありがとうございます。そちらの件については、岩船沖油ガス田プラットフォームの方と確認をした上で、後日回答させていただければと思います。先ほどお話をいただいた通り、1つの方策としては、選定事業者が決まった後に利害関係者との間で調整をしていただくということが原則だと思いますけれども、現時点において何か回答できるものがあるかどうかということも含めて検討した上で、後日回答とさせてください。よろしいで

しょうか。

説明会後の補足回答

<協議会構成員である日本海洋石油資源開発様からの回答>

御質問のヘリコプターや船舶の運航・航行の状況については、時期によって状況が異なりますので、現時点では網羅的に詳細をお示しすることは困難です。

事業者選定後、協議会意見とりまとめにも記載のとおり、洋上風力発電設備等の設置やメンテナンス実施に当たって、お互いの事業に支障が出ないように、丁寧に協議させていただければと思います。

【事業者①】

はい、ありがとうございます。

【事業者②】

2問あります。とりまとめの中ですね、地域振興策、それから漁業振興策ですね、ここに書かれている以外について提案した場合、どのように評価されるのか。

2つ目の質問はですね、この公募占用計画の中で基金以外の出資について明記した場合、どのように評価されるのか回答よろしくお願いします。

【エネ序】

1つ目のご質問で、協議会意見とりまとめに記載しています、将来像のところに書かれている地域振興策、漁業振興策とは全く異なる振興策を書かれたからといって、これが加点要素になることはありません。全く異なる振興策を実施することについて妨げるものはございません。ただ、評価をする際には、本日御説明をいたしましたように、将来像、それから将来像の背景にある村上市さん、胎内市さんの思い、そういうものを踏まえて都道府県知事の評価というものがなされますので、その点は御理解いただければと思います。

それから2点目の御質問ですけれども、共生基金の金額の計算式を超えて基金を造成する、ないしはそういう形で捻出されるといった場合ですが、それが加点要素になることはございません。ただ一方で、計算式を超えて基金を捻出することになれば、地域振興策とは別に評価を行う「事業実現性」の中の資金収支計画の方にも当然影響してくると思います。その点御注意いただければと思います。よろしいでしょうか。

【事業者②】

はい、ありがとうございました。

【事業者③】

質問 2 点ございます。

1 点目はプラットフォームおよびパイプラインの操業停止、撤去工事の時期や工事方法についてお聞きしたく存じます。公募占用指針の 83 ページに「そのエリア」というふうに記載はされているのですけれども、そういった時期とか工事方法が書いてないということで。これ現時点での決定事項があれば、その内容でもしない場合には、現時点の想定を教えていただきたいと思っております。

2 点目なんですけれども、県内企業が例えばコンソーシアムメンバーや SPC の構成員として発電事業に出資参画する計画となっていることが今回の入札上の評価にプラスになることはないというふうに理解しているのですけれども、その理解でよろしいでしょうか。と言いますのも、秋田県知事の評価基準には該当するものがある一方、新潟県知事の評価基準にはそのような記載がなかったため、確認させていただきたい次第でございます。

以上 2 点です。よろしくお願ひいたします。

【エネ庁】

どうもありがとうございます。2 点御質問いただきました。1 点目ですけれども、プラットフォームの工事時期等についての話ですが、こちらについても岩船沖油ガス田プラットフォームとの関係がございますので、後日回答させていただければと思います。

2 点目については、新潟県庁さんからお願ひします。

説明会後の補足回答

<協議会構成員である日本海洋石油資源開発様からの回答>

御質問の撤去工事の時期や工事方法については、現時点では未定です。時期や工事方法が確定した場合、速やかに選定事業者にお知らせいたします。

【新潟県】

はい、新潟県産業労働部創業イノベーション推進課です。2 点目の県内企業がコンソーシアムメンバーや SPC 等のメンバーに参画もしくは出資を行う計画を策定いただいた際の入札上の評価についてと認識してございます。こちらにつきましては、とりまとめにも記載がありますけれども、地元企業を積極的に使っていただくこと自体は、地域振興策として記載があるとおり非常に重要なことであると考えているところでございます。単に県内企業の SPC への参画や、出資そのことをもって加点されるということではないと考えているところでございますけれども、計画の中身を拝見させていただきまして、よりその県内企業との関係がありましたり、地域振興策にとって有益であると判断される場合には、積極的に評価させていただきたいと考えているところでございます。以上です。

【事業者③】

はい、理解しました。ありがとうございました。

【事業者④】

本日はありがとうございます。2点質問させていただければと思っております。

1点目は共生策の財源についてお尋ねいたします。協議会及び各自地方自治体様からは様々な共生策を御要望いただいておりますけれども、これらの中には発電事業を通じて実施できるものと、そうではなくて、別途取り組む必要があるものがあると考えてございます。事業者としては、地元のニーズの重要性を十分理解する一方で、上限なく費用の負担をすることは現実的ではなくて、社会通念上も好ましくないというふうに考えております。そのため、発電事業を通じて実現できず、別途取り組む必要のある施策につきまして、多額の費用を伴う共生策につきましては、公募占用指針の98ページに書いてございます、発電規模に応じて出捐する基金の使途として提案する位置付けとすることが適切というふうに考えてございますけれども、こちらについて国の御意向をお聞かせいただければと思います。また、基金を財源として共生策を入札時に提案したものの、落札後に基金の使途として否決された場合に、事業者は全額自己負担で当該共生策を実施する必要があるのか、もしくは基金拠出をもって免除となるのかについても御教授いただければと思います。

2点目ですけれども、基金の運営について加えてお尋ねできればと思います。公募占用指針で事業者が拠出する出力規模に応じた基金に関して、設置者及び使途の意思決定方法を御教授いただきたく存じます。公募占用指針の98ページには、使途は協議会と要協議との記載がございますけれども、こちらの基金設置箇所ですかね、使途の意思決定は誰が行うのか。例えば、協議会が行うですかいうところを御教示いただければと思います。加えて、98ページの(2)6で地方自治体以外に基金を設置する場合は、基本台帳を備え付けること等が求められていると思いますけれども、こちらは先ほど申し上げた、いわゆる出力規模に応じた出捐基金の管理方法を意図されているのか、それとも全く別の基金を想定されているのか御教示いただければと思います。

両方とも公平性、透明性を担保するための仕組みを検討する目的でお伺いしております。以上、2点です。よろしくお願ひいたします。

【エネ庁】

どうもありがとうございます。質問の主旨を我々が理解できてないところがあるかもしれませんのですけれども、まず発電事業を通じた共生策と別途行うものというお話をありましたけれども、この発電事業を通じたものの例として、どういったことを想定されているのでしょうか。というのは、いずれにしても共生策として実施していただくものについては公募占用指針の98ページ(2)③で掲載しております計算式に基づいて得られる金額を

目安に実施していただくものだと理解しています。この共生基金の外で実施するものとして、発電事業を通じたものとしてどのようなものがあるか理解できなかったものですから、教えていただければと思います。

【事業者④】

はい、失礼いたしました。発電事業を通じて実施できるものの例としましては、地元を活用したサプライチェーンの構築など、発電事業に直接関わるものを意図してございました。

一方で、発電事業を通じずに別途取り組む必要のあるものっていうところに関しましては、先ほど申し上げた直接的に関係なく、例えばですけれども村上市及び胎内市様から提示されてございますようなビジターセンターなどの施設ですとか、その他観光等に関する施策ですとか、そういう発電事業とは直接ダイレクトには関わりのないような施策のことを意図してございました。

【エネ庁】

どうもありがとうございます。今御指摘いただいたように、発電事業を進めていく上で、地元のサプライチェーンを活用するとか、地元にサプライチェーンを形成するといったものは当然、共生策つまり共生基金の外です。サプライチェーンを形成することによって、いくら共生策を使うことになるかという概念は、一切なじまないものだと思いますので、今御指摘いただいた例に沿えば、サプライチェーンの形成のようなものについては、共生基金の中でやるものではない、というのが我々の理解です。

それから、同じく98ページに記載をしております、今御質問いただいたところが、④や⑥にかかるものだったと思いますけれど、こちらは選定事業者が決まった後に、当該選定事業者も法定協議会のメンバーに入っていたらしくて、その上で法定協議会の中で、実際の基金の設置場所や具体的な使途、そういったものについて協議していくことになります。そのため、公募占用計画を作っていただく段階において、例えば、基金の設置場所をどうするかといったようなところについて悩んでいただく必要はございません。例えば、これを自治体に設置する場合には、今御指摘いただいたように基金の実際の使い方について、地元の各自治体の議会を通していく必要がありますけれども、仮にその議会を通らなかつた場合どうするのかといったことについては、公募占用計画を作っていただく段階で心配いただく必要はございません。よろしいでしょうか。

【事業者④】

はい、ありがとうございます。承知いたしました。

【事業者⑤】

質問2つございまして、1つ目がプラットフォームへの影響の質問なんんですけど、プラットフォームの操業にヘリコプターが利用されると理解しています。先ほど示された緑色のエリアに設置しない点は理解しているんですが、当該ヘリコプターの飛行ルート、飛行高度、運行時間帯、季節的な繁忙・閑散期などの年間スケジュール、その他施工にあたり事業者が留意するべき事項につき開示いただきたいです。また、似たようなポイントなんですが、プラットフォームの操業に関する交通船、貨物船が運航されていると理解しています。これら各種船舶においても運航ルート、船舶の諸元、運航時間帯、頻度など、施工にあたり事業者が留意するべき事項について開示いただきたいです。また、こういった内容の開示が可能であれば、公表性の観点から文書において開示いただければと思います。

2つ目の質問が海底ケーブル設置についてなんですが、海底ケーブルの設置や建設にあたっては、漁業関係者様との丁寧な説明・協議をさせていただく予定ですが、海底ケーブルの設置場所や建設時について、現段階で特に事業者に留意して欲しい事項があれば教えていただきたいです。以上です。

【エネ庁】

どうもありがとうございます。大きく2点御質問いただいたかと思います。岩船沖油ガス田プラットフォームについて、例えば、ヘリコプターの飛行ルートや年間スケジュール、それから運航船について同じような運航頻度等のスケジュールについて話がありました。今御質問いただいた事業者の方は、色のついたエリアに入られる予定があるということでしょうか。それとも色のついたエリアには入らないけれども、参考情報として把握をしておきたいということでしょうか。教えていただければと思います。

【事業者⑤】

情報として把握しておきたくて質問したということです。

【エネ庁】

色のついたエリアに入る予定はないということでよろしいですか。

【事業者⑤】

入る予定はないです。

【エネ庁】

分かりました。いずれにせよ後日回答したいと思います。もう少しどういったことを、岩船沖油ガス田プラットフォームに確認をする必要があるのか、それから先方も回答できることとそうでないこともあると思いますので、もう少し別途メール等で確認させていた

だければと思います。

後日メールでいただいた質問及び質問に対する回答

<質問>

岩船沖油ガス田プラットフォームからの無線や電波といった通信手段についての影響や対策については事業者選定後、協議会にてプラットフォーム運営者様との協議の機会を頂けるとの理解で宜しいでしょうか。

<協議会構成員である日本海洋石油資源開発様からの回答>

ご理解のとおりです。適切なタイミングで下記の連絡先までご連絡ください。

日本海洋石油資源開発（株）新潟鉱業所 総務部 電話番号：025-255-3221

【エネ庁】

2点目については、土屋さんの方からよろしくお願ひいたします。

【新潟漁業協同組合】

海底ケーブルの設置等について私の方からになりますけれども、当然海底ケーブルが設置されるということについて、漁業等々に支障が出てくる可能性がありますので、十分地元に、特に漁業者に対して説明をいただき協議した上で進めていただければというふうに思います。私の方から以上です。

【事業者⑤】

はい、ありがとうございます。

【事業者⑥】

2点ほど質問ございます。

1つは協議会とりまとめの3.(2)に基金への出捐と、それから漁業影響調査が書かれていますけれども、漁業影響調査に関して発生する費用についてはこの出捐金の中で貯うという理解でよろしいかどうかというのが1つ目の質問です。

2つ目については、先ほど県内企業の参画による評価というところにおいて、例えばコンソーシアムですとか、事業会社の参画に関わらず、県内企業さんの参画は積極的に評価するというお話をありましたけども、これはいわゆる協力企業という形での参画、それからサプライチェーンっていうところにおいて県内企業さんを採用するベースでの検討を入れた場合に御評価いただけるという理解でおりましたけれども、その理解で間違いないか確認したいのが2点目です。以上です。

【エネ庁】

どうもありがとうございます。2点御質問いただきました。

まず1点目の方は、経済産業省から回答いたします。協議会意見とりまとめの2ページ目の（2）②をご覧いただければと思いますが、ここに、基金へ出捐し、実際に実施する内容については、将来像の記載の趣旨を踏まえた提案を行うことと書いています。将来像については5ページ目の後段です。4ポツのところにありますけれども、6ページ目の（2）を見ていただきますと、これは漁業振興策です。従いまして、共生基金を使って実施する将来像の実現に向けた取組の中は漁業振興策となります。つまり、漁業影響調査はここには含まれません。漁業影響調査については共生基金の外数で実施していただくということになります。

2点目について、県庁さんからよろしいですか？

【新潟県】

新潟県庁です。2点目の御質問につきましては、後日回答させていただきます。よろしくお願いします。以上です。

説明会後の補足回答

県内企業のコンソーシアムへの参画、協力企業での参画、サプライチェーンでの参画いずれの形態であっても、単に県内企業の参画それだけをもって加点が行われるのではなく、公募占用指針に記載された評価の基準に基づき、公募占用計画の提案内容の全体によって評価を行うことになります。

評価に当たっては、公募占用計画の提案内容の全体が、地域貢献策等として有益であると判断される場合には、積極的に評価させていただきたいと考えています。

【事業者⑥】

ありがとうございました。

【事業者⑦】

先週行われました秋田県での本会議において、公募占用指針で示されました経済波及効果の指定のエクセル様式についての扱い方、使用方法等に対する質問については国の方で受付けていただけだと、その回答の中で、本協議会構成員の説明会のアドレスへ説明をいただきたいという回答があったというふうに認識しております。そこで具体的な対応方法に関する質問になりますが、協議会構成員による説明会の開催及び申し込みについてと公表されております中に、この協議会構成説明会の申込を行う申し込み先のメールアドレスが指定されておりますが、こちらの方に経済波及効果分析のエクセルファイルに関する使用方法の問い合わせは受け付けていただけるということでよろしいでしょうか。

また、それが正しければ、すでにアドレスが公開されておりますので、受け付けていただける状態になっているということでよろしいでしょうか。以上が質問になります。

【エネ庁】

御質問ありがとうございます。

今御質問いただいた産業連関表の御質問についてだと思いますけれども、多分おっしゃっていたいただいたメールアドレスというのは、エネ庁、国交省のホームページに載っている「協議会構成員による説明会の開催及び申し込みについて」という案内紙についているメールアドレスのことをおっしゃっていたのかなと思いますけれども、その理解で間違いございません。もうすでに質問をお持ちの方はそのメールアドレスに送っていただければ質問対応可能ですので、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

【事業者⑦】

ご回答ありがとうございます。

【事業者⑧】

質問4つございまして、まず1つ目としては、本海域における人工魚礁の位置について、もし最新情報があれば事業者に共有することは可能でしょうか。というのは、今まで新潟県の村上市・胎内市沖の地域部会の配布資料を参考にしてはおりますが、各漁協に独自に設置した魚礁も存在する場合、レイアウトの検討にも影響し得るので、できる限り最新の情報をいただければというふうに思います。

2番目の質問ですが、先ほども他の事業者から挙げていただいた質問なんですが、別紙13から15の評価の考え方について、秋田県と長崎県の考え方と少し異なっている部分がございまして、具体的に様式集の34ページ、最低限必要なレベルのところで、秋田県、長崎県独自の項目があるというふうに認識しております。新潟県に関しては、これらの項目に対して評価対象外という取り扱いでよろしいでしょうか。また、様式集の該当箇所の記載は空白とすべきかどうかについても御教示いただきたいと思います。

3点目ですが、地元が立ち上げた岩船港の連絡会議協議会ですとか、村上市の事業者の連携連絡会といったような組織があると思いますが、それらの連絡協議会による議事録ですとか、事業者に対する御要望ですとか、いつ頃どのような形で事業者に共有する予定なのかについても御確認したいと思います。

最後ですが、先日、男鹿・潟上の協議会の時に他の事業者への質疑応答をした時に、秋田県側ですけれども、施工期間において漁業者に対する補償に関する発言があったのですが、新潟県において、例えば洋上風力の事業者が施工した時に漁ができなくなる期間に対する補償ですとか、そういったような御要望ですとか考え方があれば、今一度確認したいというふうに思います。以上となります。

【エネ庁】

どうもありがとうございます。4点御質問いただきましたけれども、1点目と4点目に

については、土屋様から御回答いただいて、2点目、3点目については質問の主旨を再度確認させていただければと思います。まず1点目と4点目お願いします。

【新潟漁業協同組合】

1点目の人工魚礁の設置についてですけれども、詳細な所が分からぬところがござりますので、後ほど確認して回答したいと思います。

それから4点目の設置等との関係で漁業ができないような状況になった場合、操業ができるないような状況になった場合には、当然、その間の漁業補償はしていただくというのが工事でも普通かと思っていますし、今回の洋上風力においてもそういうふうな形でお願いできればというふうに思っております。

説明会後の補足回答

人工魚礁に関する詳細な最新情報が必要な場合は、必要とされる各事業者において、新潟県農林水産部水産課まで情報公開請求の手続きを行ってください。

【エネ庁】

2点目について、長崎県さん・秋田県さんと新潟県さんが異なるというのは、各県それぞれの事情があるので異なる、ということに尽きてしまうのですけれども、おっしゃっていただいた様式集の該当箇所は空白で良いかっていうところがよく分かりませんでしたので、様式集のどの箇所を念頭に置かれているのかを改めて教えていただいてよろしいでしょうか。

【事業者⑧】

様式集の34ページ、例えば最低限必要なレベルの①、秋田県、長崎県の評価の考え方があるのですが、その右側の欄は評価の考えを満たしているとする根拠ですかとか、そういったようなものを、新潟県においては①のところを空白にしてよろしいでしょうかという質問になります。

【エネ庁】

そういう事ですね。理解しました。そういう意味ですと、空白として記載いただかなくて結構でございます。

説明会後の補足回答

空白ではなく「—」と記載いただくのでも問題ありません。

【事業者⑧】

はい、承知いたしました。

【エネ庁】

3点目の御質問については、何のスケジュールでしょうか。

【事業者⑧】

3点目につきましては、地元で立ち上がった岩船港まちづくり連絡協議会ですとか、村上市事業者連携連絡会ですとか、今まで自治体より各事業者が関連しているような情報をいただいたんですけども、その後、例えばこれらの協議会の中で検討したものですとか、事業者に対する御要望ですとか、サプライチェーン形成に関わる御要望がメインかなと思いますが、事業者に共有する予定と説明を受けてましたが、その後どういうふうに連絡協議会の検討結果を共有いただかぬか不明確なので、この場で確認させていただきました。

【エネ庁】

どうもありがとうございます。村上市、それから胎内市、両市ともに、地元の企業の方々を積極的に活用して、サプライチェーン形成を進めるという観点から、様々な取組がなされていると我々も理解しております。その状況については後日整理をして、両市から情報頂いた上で回答させていただければと思っております。

ただ、協議会の中でとりまとめられている内容に即していないと高い点数が取れないかというと、そうではございません。基本的には、今日の村上市長それから胎内市長から御説明いただいた内容、あとは県庁から御説明をいただいた内容を踏まえて提案をしていただくということが基本になります。その点を御理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

説明会後の補足回答

御質問の岩船港まちづくり連絡協議会や村上市事業者連携連絡会を含む、法定協議会の構成員ではない、県内企業等が独自に設置した団体等の意見・要望等について、本協議会構成員による説明会としては、説明・紹介等を行うことはありません。

【事業者⑧】

承知いたしました。すみませんが、先程の4点目の質問に対する答えについて追加で確認させていただければと思います。漁業の補償ができない場合、補償はお願いできればとのことですが、それに関しては選定業者と協議する形なのか、もしくは指針の中でそういったような補償額をあらかじめ設定するという形になるのか、少し確認できればと思います。

【新潟漁業協同組合】

漁業補償については、対象となる漁業や操業期間によって状況が変わってきますので、

基本的にはそういう事業者が決まった後に協議するという形になるかと思っております。よろしくお願ひします。

【事業者⑧】

承知しました。ありがとうございました。

【事業者⑨】

3点ございまして、1つ目がパブコメ質問162のところで、中長期の観点から各協議会がその中長期をどう捉えているかということについて質問があるんですけれども、各協議会様の御意見によるので御質問くださいとございまして、新潟県様が中長期をどのように定義されているかお伺いさせてくださいというのが1点目でございます。

2点目、パブコメ899番で、実績にかかる情報でございまして、例えば2事業者が実績を保有する企業が入って、1社がミドルランナー、もう1社がトップランナーに資するような場合に、低い方がその点数になるのかどうなのかというところをお伺いしたいと考えております。

3つ目にですね、適切な実績を持つか否かというところが、実績の観点から問われていると思いますけれども、こちら各都道府県知事様がどのカテゴリーに実績がカテゴライズされるのか自体も評価されるのかっていうのをお伺いしたく考えております。判断がどのように優先されるかという点につきましてお伺いさせていただきたいと思っております。

この3点をお願いいたします。

【新潟県】

1点目の中長期の考え方についてでございますが、基本的には、新潟県および本協議会においても、国の回答と概ね同様という見解でございますので、そのように御認識頂ければと思います。2点目、3点目は国の方からお答えいたします。

【エネ庁】

2点目、3点目につきましては、他県様との調整等が必要となりますので、後日回答させていただこうと思います。よろしくお願ひします。

説明会後の補足回答

「関係行政機関の長等との調整能力」に係る「調整実績」の評価については、国から以下の考え方方が示されています。

- 「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。
- 主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合は、最も評価が低い

企業の実績を評価対象として扱う。

- 洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての調整体制を実績の対象とする。
- 「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業（着床式・浮体式両方）も含まれる。

新潟県知事意見の策定にあたっては、国が示す考え方へ沿って行う予定です。

なお、本公募により募集する村上市及び胎内市沖の発電事業に係る公募占用計画の提出時までの調整実績について、公募占用計画に記載されていた場合には、知事意見の策定の際に参考にすることあります。

【事業者⑨】

ありがとうございます。1点目の質問のところでございますけれども、国と同様に20年、30年程度というところを認識されているということでおろしかったでしょうか。

【新潟県】

御認識のとおりです。

【事業者⑨】

承知いたしました。ありがとうございます。

【事業者⑩】

1点だけ質問させていただきます。先ほどの基金の使途、財源について御質問あったかと思うんですけど、関連した内容になりますが、基金の使途については事業者選定後に協議会の方々を含めて協議というふうな理解をしていますけれども、冒頭、村上市様、胎内市様からも御要望があったような地域振興策、こういったものの施策というのは基金で実施することを前提に、事業者としては収支計画を作つてよいかということを確認させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【エネ庁】

ありがとうございます。先ほどいただいた御質問と回答が一部重複しますけれども、例えば、発電事業を実施していく上で必要となります、サプライチェーンの形成については基金を使うものではないので、これは基金の外で実施するということになるかと思います。ただ、他方で、例えば、ビジターセンターですとか、環境教育ですとか、そういった発電事業に直結するものではなく、間接的に波及効果を生むものについては、当然、基金を使って実施していくものになってきます。今御質問いただいた通りですけれども、基金を活用する前提で計画を立てていただくということだと思っています。よろしいでしょうか。

【事業者⑩】

ありがとうございます。承知いたしました。

【エネ庁】

ありがとうございます。現状、手を挙げていただいている方はいないかと思います。今回の公募ではですね、公募期間中、地元自治体の方々への個別訪問は一律御遠慮いただいておりますので、共生策の具体的な思いを知りたいという場合、この場で御質問いただかないでちょっと他に機会がないと思っているところなので、他に質問あればここで手を上げていただきたいですが、よろしかったでしょうか。

手が上がりましたかね。お願いします。

【事業者⑪】

基金の振興策を策定する場合、例えば先程出たようなビジターセンター等は同様の施策として国の支援もあると思うのですが、例えはそういうものを提案した場合、補助残の部分をこの出捐金の基金を使うということは可能なんでしょうか。前提としては国で認められるということが前提ですが。国に限らず、県などの支援策も活用できるということはありますか。

【エネ庁】

ありがとうございます。基本的には、ビジターセンターの設置や設備を設置するのに使える国や県の補助金というものは、採択されるかどうかよくわからない状況にあると思います。したがって、財源がしっかりと確保できない可能性があるものを明記された計画と捉えることになります。それ以上の回答は難しいです。よろしいでしょうか。

【事業者⑪】

承知しましたありがとうございます。

【事業者⑫】

先ほど自治体の方との接触はもうできないという御発言がありましたが、今回御出席いただいている、例えば新潟県さんであれば、創業イノベーション推進課さんのような主管部以外の自治体さんも同じ扱いという理解でよいでしょうか。以上です。

【エネ庁】

御質問ありがとうございます。接触に関しましては、今回の応募の振興策とか、そういったところではなく、計画上不可欠な事務手続き、権利関係の確認とか、そういったとこ

ろで、アプローチいただく分には問題ございません。他方、先ほど申し上げたような今回の協議会意見とりまとめに書いてある振興策関係の話を聞きに行くというところは他部署も含めて控えていただければと思っております。以上になりますが、よろしいでしょうか。

【事業者⑫】 ありがとうございました。

【事業者⑬】

2点質問がございます。基金以外にコンソーシアム独自予算で地域貢献することが認められるでしょうかという質問になります。仮に認められる場合、それをしてことによって評価が上がる可能性があるかという点は確認させていただければと思います。例えばなんですかけれども、先ほどビジターセンターといったものがあったかと思うんですけれども、それを基金から出すという考え方もあれば、コンソーシアムの独自予算でそれをやるということもできるかと思うんですけれども、そもそもそれが許されるのかというのが1点。仮に許されるとなった場合、今後の独自予算でやった場合、当然基金を別のことにつけるということで、地元の為になるということで、評価が上がるという可能性があるのか、この2点を教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

【エネ庁】

ありがとうございます。先ほどの質問内容と似てると思いますが、今のご質問は、基金とは別にコンソーシアムで独自の予算を組んで、今回のとりまとめの将来像や村上市さん、胎内市さんに追加で今日プレゼンいただいたような内容について、その範囲に収まるプロジェクトを実施されるということですね。そういうことでよろしいです。

【事業者⑭】

はい、御理解のとおりです。

【エネ庁】

先ほどいただいた質問では、振興策として、将来像や村上市さん、胎内市さんがプレゼンされたこととは関係のない振興策をやった場合の御質問だと思いますが、今いただいたご質問は基金以外の、コンソーシアムで独自に予算を用意して将来像にかかるプロジェクトを実施されるということですね。

もう1点確認させてください。今の御指摘は、基金にお金を入れるのではなくて、コンソーシアムの中にそういう将来像に書かれているような共生策を担える方々がいて、基金にお金を出すのとは別に、自らの事業としてプロジェクトとして取り組んでいくということでしょうか？

【事業者⑬】

はい、御理解のとおりです。当然ながら基金に出捐を行うのと、それに加えてコンソーシアム独自予算で地域貢献の事業を行うという内容でございます。

【エネ庁】

そうなると、協議会のメンバーで実際にこの振興策をやっていこうというふうに、本来意思決定をして使途が決まっていくわけですけれども、そのプロセスを経ないということでしょうか。

【事業者⑬】

基金に関しては用途を当然、協議会の皆様と決めていくということになると思っております。独自予算の方に関しても、地元の方と適宜相談をしながら用途を決めていくということになるかなというふうに思っております。その前提で独自予算を持って提案すること、これが許されるのか、それが評価されるのか、これを伺いたいというふうに思っております。

【エネ庁】

独自予算であったとしても、実際に協議会のメンバーにしっかりと諮り、使途について議論がなされて、皆さんの合意の下でプロジェクトが進んでいくということであれば、そこで実施される共生策については共生策として評価をされていくことになります。しかし、これは先ほどいただいたご質問への回答と同じになりますけれども、別途、評価項目として設定をされております資金収支計画の方に影響してくると思いますので、その点、注意いただければと思います。よろしいでしょうか。

【事業者⑬】

承知しました。ありがとうございます。

【エネ庁】

それでは質問がなくなったようですので、以上で質疑応答を終了させていただきます。以上で、本日の説明および質疑応答を終了させていただきます。

今回の説明会の議事録が、エネ庁や国交省のホームページに掲載されましたら参加者の皆様にメール等でお知らせいたします。これをもちまして、本日の説明会を終了いたします。お忙しいところ御参加くださり、誠にありがとうございました。